

平成30年（ワ）第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名

## 準備書面（2）

平成31年2月14日

大阪地方裁判所 第24民事部 御 中

原告

吉 井 康 雄

2019年1月17日の法廷で確認のうえ了承された事項と原告が2月28日までに応答すべき事項は以下のとおりである。

- ① 原告の準備書面(1)の証拠説明書の提出日付2012年11月19日は誤記であり、これを2018年11月19日に訂正することで被告大学を含め、了承される。
- ② 被告大学答弁書の「第3 求釈明」の要求内容に原告は準備書面で応答すること。
- ③ 原告の準備書面(1)の添付-13以降に記載されている「ケース30からケース34」において、誰の発言か、入手した情報源を準備書面で応答すること。

原告は②と③について応答する前に、被告大学とは平成25年2月25日の地位保全仮処分命令の申立（大阪地裁第5民事部保全1係）以降、ほぼ6年に亘る訴訟をとおして、被告大学には訴訟に影響を与える多くの不審な事実があり、それらが原告の判決に悪影響を与えるリスク要因として作用する可能性があると主張する。

### 第1 被告大学にみられる訴訟上の不審な事実

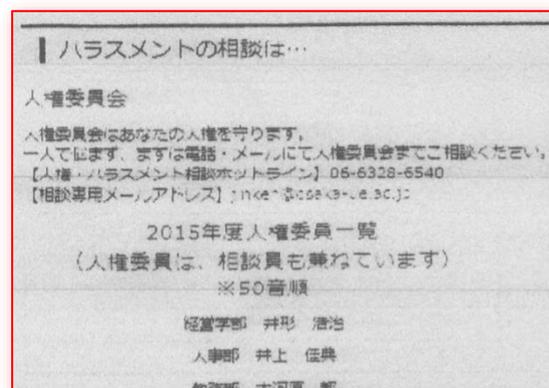
#### 1 訴訟に関連する、被告大学の2面性

被告大学では、訴訟関連情報の開示を理事会が拒否しているため（甲22、1頁）、真実を明らかにしてその問題解決を図る適切なアプローチを阻害してお

り、その結果、被告大学の顧客（学生をはじめ、被告大学と係わりのある方々）に有形無形の悪影響を与えるリスクを、現在もなお、拡散し続けていると原告は指摘する。

例えば、別件訴訟1の平成27年4月23日の大阪高裁判決（甲2）では「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」として原告に対する**パワハラ行為を行ったと判示された井形浩治学部長・理事は懲戒処分されず、右に示すように学内の人権委員会委員の任も解かれていない。池島真策副学部長も懲戒処分されることなく、現在は学部長・理事の要職にある（甲18、41頁）。**

これに反して、原告が証拠としたために、理事会により懲戒処分などの被害、不利益を被った同僚および事務職員が存在する。その事実を以下に示す。



- ① 井形学部長・理事が自らカリキュラム制度を逸脱する「1部科目の2部重複開講」を原告に仕掛け、特任申請を自主的に辞退せよと原告に迫ったが（甲5）、その井形の不法行為を立証する教務課員の原告宛メール（甲20）により、教務課員は即刻出向を命ぜられ、被告大学が原告を訴えた別件訴訟2の損害賠償等請求事件（2015年2月～2018年2月）の過程では職場復帰していないという被告大学の事務職員の応答であった。
- ② 井形および池島らが特任教員任用規程（新規程）を偽装し（甲3）、カリキュラム委員会の機能を逸脱する不法行為をしていること、特任教員任用における労使慣行の存在を立証すること、それらの証拠とするために山田学長補佐との私的会話の音声データを別件訴訟1の大阪高裁に提出したために、平成27年2月10日、学内理事会は懲戒等検討委員会を立ち上げ（甲17、2頁、甲22、8頁）、山田学長補佐（元理事）に特任教員の任用申請をしないことという不当な条件を科して懲戒処分を免除している。この事実の真実性は、原告が甲22などを訴訟の証拠とする許可を本人からいただいた際の会話の一部である（甲22、12頁）。

③ 草薙副学長・理事は、②で述べたように、原告との私的会話（甲9）を証拠として提出したために、副学長・理事を即刻外れることとなり、前述の懲戒等検討委員会の不当な手続きのもとで、年俸10%カットの懲戒処分を受け（甲66）、学内で処分の公示をされ、2015年8月13日、大阪地裁に訴状を提出している（甲10）。この懲戒処分無効確認請求事件は和解ではあるが、草薙氏の全面勝訴と判断される（甲11）。

このような被告大学の理事会の意思決定のメカニズムが、社会通念上、「2面性」と評価されると、原告は主張する。

## 2 訴訟過程で窺われる巧妙な虚偽表現、虚偽陳述、データの捏造などの存在

原告は、被告大学の北村實、井形浩治、池島真策ら北村グループの故意により、特任教員任用規程（新規程）の手続きを遂行しないという不法行為により、特任教員申請の機会を失ったが、原告に続く教員が将来に亘って同様に不利益を被らないようにするために、2013年6月7日、特任教員の地位を確認する民事訴訟を起こしたが、訴訟過程での被告井形および被告池島の尋問では虚偽陳述が、準備書面には多くの虚偽表現があり、特任教員採用における労使慣行の存在については、判決の証拠とされた特任教員採用実績のデータは捏造されており、原告が提出した重要な証拠（里上教授の特任人事は例外中の例外で、特任人事における労使慣行の存在は従前と変わらずと合同教授会で表明された井阪理事長および重森学長の発言）（甲26）、および、例外中の例外を除けば特任教員申請者は100%採用されているという事実データの証拠は審議されることなく、判断の遺脱を生じせしめ、誤判決に至り、原告の最も重要視する主張「特任任用における労使慣行の存在」は敗訴となっている。

原告はこのような被告大学の行為による誤審、その後の別件訴訟2および3での新たな証拠の出現等が再審請求の要件（民事訴訟法第338条）に該当することから、平成30年10月30日、大阪高裁に再審訴状を提出している。

したがって、この2項で原告が表明したい内容は、大阪高裁提出の「再審の理由」を参照していただきたく、それを証拠として提出する（甲67）。

### 3 歪な意思決定機関と化している被告大学理事会

「組織は人なり」の観点から被告大学の理事会を理解するために、事業報告書などで1999年以降の理事を調べると次の方々の在籍が確認される。

司法関係者では、尾崎行信（元最高裁判事）（1999-2008, 約10年）、佐伯照道（大阪弁護士会会長）（2014-2018, 現時点で約5年）、

メディア関係者では、鶴田竜彦（元日本経済新聞社社長）（2002-2011, 約10年）、岡部直明（元日本経済新聞主幹）（2012-2018, 現時点で約7年）、

理事長経験者では、井阪健一（元、野村証券副社長）（1997-2014, 約17年）、勝田泰久（りそな銀行・頭取）（2007-2018, 現時点で約12年）、

原告に組織的なパワハラをした理事では、北村實（1997, 2002-2006, 2008-2017, 約16年）、二宮正司（2005-2007, 約3年）、井形浩治（2010-2013, 約4年）、池島真策（2013-2015, 2018, 現時点で約4年）の名前がある。

次の2つの特任人事を例にして理事会の動きを考察する。

#### ① 里上教授の特任人事

2004年10月29日、里上学長補佐は特任教授として人間科学部教授会で承認されたが、開講直前の2005年3月半ば、重森学長立ち合いのもとで井阪理事長は学外理事の発言を重要視して、特任教授として再雇用しないことを伝え、同月31日、里上教授は大阪地裁に地位保全の仮処分を申請し、里上裁判が始まったが、家族の強い反対に遭遇し、大阪地裁への訴状提出を断念され、その結果、曖昧な結末になっている。

原告のパワハラ訴訟ではその曖昧な結末をもって「適切な判決」とみなし、「特任人事における労使慣行は存在しない」論拠としている。

しかし、2005年7月1日の合同教授会で、井阪理事長および重森学長は、「人事における労使慣行は従前と変わらず」と「労使慣行の存在」を全教員に公言されており（甲26）、その合同教授会の司会者は原告にパワハラを仕掛けた首謀者の一人、北村實副学長・理事、その人である。

#### ② 原告（吉井康雄）の特任人事

特任教員任用規程（新規程）を自分が作ったと公言する北村理事のもとで、2012年5月11日のカリキュラム委員会で、井形・池島・吉野の学部執行部で原告の特任人事はコントロール可能との打ち合わせを

し、「特任教員の申請にはカリキュラム委員会の承認が必要」、「学部長が推薦委員会に提出するかを決める」といった不自然な偽装した新規程を9月28日の教授会で説明し（甲3）、10月12日のカリキュラム委員会で原告の担当科目はすべて不要若しくは必要度が低いため不開講とする（甲4）。この結果、3か年の講義計画が整わないという「書類の不備」のため、学部長は原告の特任教員申請書類を特任教員推薦委員会には提出しないと、11月16日の教授会で、井形学部長は「不受理となりました」と、申請書類を推薦委員会に提出もしないで不受理と発言し、教授会での議論を拒否している（甲58）。

このような状況下にあったため、原告は、山田学長補佐（元理事）および草薙副学長・理事に私的に相談し、将来の裁判における状況証拠の1つとするために録音しておいたものである。

被告井形の、原告に特任申請辞退を迫る録音を聞けば、通常の社会人であれば、被告井形の悪意および組織的なパワハラによる不法行為が察知しえるはずが、別件訴訟1の大阪地裁では有効な証拠として機能せず、やむを得ず、大阪高裁にこの音声データを証拠として提出した。

しかし、原告が恐れていたように、これが原因で草薙教授は副学長・理事を外れ、年俸10%カットという懲戒処分を科され（甲66）、2015年8月13日、別件訴訟3の草薙裁判が始まったのである。

この草薙裁判の準備書面、尋問、提出された証拠から被告大学理事会の歪な意思決定の実態が明瞭に摘示される。その一部を以下に示す。

- ㉑ 2015年4月の大阪高裁判決で井形と池島の不法行為が確定したが、理事会は懲戒処分の検討すら行おうとせず、その論拠を、高裁判決前の2月に「本学は違法行為をしていない」と宣言したため、その判断を変えるべきではないという言い分である（甲17、3頁）。
- ㉒ 北村理事は理事会で草薙の「裁判に訴えるか」という趣旨の発言を「教唆」や「共犯」と呼び、草薙を擁護する者に対しては「背任」と言い放つなど、法学者の立場を利用して、草薙を刑法犯であるかのように言い募った（同、6頁）。

㉓ 弁護士の佐伯照道理事（元大阪弁護士会会長）の「この件が裁判にな

れば負ける」という発言にさえ聞く耳を持たず、一意見として退け、北村理事は自身の主張のみを押し通した（同、6頁）。

④北村理事は、吉井氏から「パワハラ加害者」と指摘されていることを無視し、懲戒等検討委員会では警察のように捜査を担い、理事会では検事のように追及し、裁判官のように判決を下すという3つの役割を主導的に果たしてきた（同、6～7頁）。

上記④～⑥は草薙氏の陳述書からの引用であるが、これと北村への尋問調書（甲18）を照合すると、理事会の風土がより鮮明化される。

前述の①と②の対比より、原告が強調したいことは次の2点である。

**1つ目は、井阪理事長のもとでの意思決定のメカニズムが理事長代行のように振る舞う北村理事により歪に変質しているということである。**

その判断根拠は、井阪理事長（1997-2014、約17年）および重森学長が合同教授会の席上で全教員に「人事における労使慣行は従前と変わらず」存在すると公言されているにもかかわらず、北村理事（1997、… 2017、約16年）は特任教員を申請すれば採用されるという労使慣行は存在せず、新規採用と同じ手続きにより再雇用されると、井阪理事長および重森学長の発言を否定している。

**2つ目は、井阪理事長および重森学長は外部理事（尾崎行信（元最高裁判事）（1999-2008、約10年）の発言を尊重されたとのことであるが、北村は外部理事（佐伯照道（大阪弁護士会会長）（2014-2018、現時点で約5年）の発言を無視し、理事長代行のような立場で自分の主張を押し、草薙裁判、別件訴訟2の名誉棄損等による損害賠償等請求事件に至っている。**

原告の裁判に関しては、社会常識から逸脱した振る舞いをする変質した被告大学の理事会および北村、井形、池島といった北村グループが訴訟の相手であるため、原告は和解に応じることは絶対になく、公開の場である裁判での勝訴を目指し、かつ、教育現場での典型的なパワハラであることを、瀧川裕英氏の「公開性としての公共性」を論拠として、情報公開することにより公益性の増進に寄与し、かつ、現在進行中のパワハラ法案の成立の必要性に資する意向である。

## 第2 被告大学答弁書の「第3 求釈明」への応答

### 1 はじめに、被告大学寺内弁護士に次の質問に対する釈明を求める

寺内弁護士は下記の訴訟において被告大学の弁護士を務めている。

- ① 従来、教授会自治のもとで教授会が特任教授の承認を行い、辞令は理事長名で発令されていたが、その趣旨を考慮したうえで、井阪理事長が特任教授の承認を取り消したことによる「里上裁判（平成17年3月31日に大阪地裁に提出された「地位保全の仮処分命令申立」に始まる裁判）」。
- ② 原告が平成25年2月25日に「地位保全仮処分命令申立書」を提出した訴訟と、その訴訟を裁判で争えと言い渡された別件訴訟1（原告が大阪地裁に平成25年6月7日に地位確認を求め、平成26年9月30日の地裁判決後、同年10月10日に大阪高裁に訴え、平成27年4月23日に判決が下された、一連の訴訟である）。
- ③ 原告が遭遇した妨害行為を草薙副学長・理事に私的に相談した音声データを別件訴訟1の大阪高裁で証拠としたために、被告大学理事会の懲戒等検討委員会により、不当な懲戒処分を受け、その無効を求めた別件訴訟3（平成27年8月13日に大阪地裁に訴状を提出した「懲戒処分無効確認請求事件」で、平成29年3月14日に和解している）。

**求釈明の第1は、被告井形と被告池島の虚偽陳述に対する関与の有無である。**

別件訴訟1の大阪地裁の尋問では、原告の代理人弁護士から「虚偽発言には罰則がない」との事前説明があり、それで真実が明らかになるのかとの疑問を抱いたが、危惧したように、被告井形と被告池島の虚偽陳述が地裁判決の誤審に影響を与えたとみられるところがあり、訴訟の虚しさを感じていたが、**被告大学の弁護士として、彼らの虚偽陳述をどのように諷められたのか、釈明を求める。**

なお、右記に示すように、別件訴訟3の草薙氏の尋問調書には、

裁判所書記官印	
本人調書	
(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)	
事件の表示	平成27年(ワ)第8053号
期日	平成28年12月22日 午後1時30分
氏名	草薙信照
年齢	58歳
住所	大阪府守口市外島町6-西2-1018号
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

虚偽の陳述には何らかの制裁があると草薙氏に告げられているが、原告の尋問ではそのような制約条件があることの説明はなかったことを申し添えておく。

被告井形と被告池島の尋問調書の内容は殆ど虚偽であることは、山田文書(甲22)に詳細に分析・記述されており、原告の「再審の理由」にも虚偽を立証する記述がある(甲66、38～41頁)。

**求釈明の第2は**、被告大学の準備書面にみられる虚偽事実、データの捏造に関する事由であり、ここでは次の2つを示し、それへの釈明を求める。

㉑平成26年7月1日の準備書面(4)では、「本学経営学部において特任教員の採否について**実質審議がなされた際、教授会出席者から、…、特任教員に採用しないことにつき合理的な理由がない限りは特任教員に採用すべきである旨の異議が出たことはなく、…**」と、**手続きの正当性を主張されているが、それは事実か虚偽かという質問。**

㉒平成26年8月8日の準備書面(5)の「2013年度の**特任教員対象者**4名のうち、特任教員に任用が決まったのが1名であったこと経営学部の原告以外のD教授は辞退、情報社会学部の前記4の**C教授は申出なし**、人間科学部のE教授のみ任用となっている。」の「特任教員対象者」と、「プライバシー保護の観点から本件では**マスキング**して提出する」とした被告大学事務局作成の証拠データ「**教育職員定年退職者表**」の関連において、**誤認識させるために「特任教員対象者」の定義を意図したのか、そのために、偽りと知りながら、マスキングしたデータを証拠として提出したのかという質問。**

㉑に関しては、山田氏は2012年11月16日の教授会での北村発言を裁判に提出された書類から次のように引用し、私見を述べている(甲22の9頁)。

「(学部長が) おっしゃっているように不受理になりましたと、」

「不受理の理由は書類が整わなかったからですと、」…

「学部長が判断して出してくれる書類ができあがらなかったということでしょう。」

「やめようよ」「進行してください。もう結論でたんだから」…

**こんな説明などで、真実の理由や井形氏が行った手続きの実際の行いは**

隠され、誤解や不完全な理解が誘導されて、事態への適切な対応ができなくされたのです。

と、準備書面（４）記載の内容を否定している。その被告井形および被告北村の悪さ加減は、原告が証拠として提出した音声データとその反訳書（甲５８）より自明である。

⑥の争点は、労使慣行が存在するか否かの立証にあるから、特任を希望する有資格者が申請すれば１００％採用されるという事実を示すことが求められる。

したがって、通常の常識ある方々は、申請資格のない定年退職者や病気や家庭の都合などで申請を辞退された定年退職者を除いて、特任教員の採用を希望する特任教員申請有資格者を「特任教員対象者」と定義するはずであるが、被告大学は本来除くべき定年退職者、ここでは「**C教授は申出なし**」のように申請資格のない定年退職者をも特任教員対象者として、申請しても必ずしも採用されるとは限らないという労使慣行は存在しないとの虚偽の陳述をし、そのように納得させるデータを捏造するためにマスクングしたと推認され、意図的に誤判決に誘導したとの疑いを原告は抱いている。

それ故、別件訴訟１での被告井形、被告池島および原告に対する尋問、別件訴訟３の草薙裁判での草薙氏と北村への尋問で事実を浮き彫りにする的確な尋問をされていた方が、**何故、このような誤解を招く準備書面および証拠を提出したのかということについて、釈明を求める。**これら疑義の詳細は、「再審の理由」を参照されたい（甲６６、８～１５頁）。

このような求釈明をするのは、本訴における被告大学の準備書面および証拠の信頼性を確保するためである。

## 2 被告大学答弁書に対する認否・反論について

(1) 「第２」中、２および３は争う。

(2) 「第３ 求釈明」中、１の「名誉感情はこれに含まれない」の部分

「名誉感情はこれに含まれない」の部分は、許容限度を超えた名誉感情の侵害のケースを原告は示唆しており、「否認」するが訴訟上、重要事項ではない。

(3) 「第3 求釈明」中、1の「求釈明1」の部分

最初に断っておくことは、「本件資料のNO1～NO29の事実は、仮に損害賠償請求権を基礎づける事実であるとしても、後記のとおり消滅時効により同請求権は消滅している」との被告大学の主張はこれを強く否認し、争う。

損害賠償請求の要件事実①～⑤に関し、被告ら毎に名誉、流布、社会的評価の低下の具体的内容を本件資料のNO30～NO34の事実について特定・整理せよとの求釈明であるが、原告は次のように釈明する。

① 被告らが原告の社会的評価を低下させる事実を流布したこと

② ①により原告の社会的評価が低下したこと

この要件事実①と②は、「**被告らによる不法行為の存在**」を意味しており、それを立証せよと解される。「社会的評価を低下させる事実の流布」とは「被告らがそのような不法行為を何処で誰に対して何をどのように行ったか」というコミュニケーション過程の態様と同値であり、「原告の社会的評価の低下」は一般的な読者の普通の注意や読み方を基準として「そのようなコミュニケーション過程を介した手段とメッセージ（意味ある内容の塊をいう）が原告の社会的評価を低下せしめたか」というコミュニケーション効果の問題であり、その判断基準は、名誉毀損罪（刑法230条1項）の構成要件と民法第709条（不法行為の成立要件）である。

この要件事実①と②は、NO1～NO29、NO30～NO34に共通する要件事実であり、NO30～NO34に限定すべきではない。

NO30～NO34では、「社会的評価を低下させる事実の流布」は

- ・「**誰が＝被告ら**」は、主体的に関与した佐藤、田村、井形、池島、木村、北村らを指し、
- ・「**何処で**」は、理事会、理事会の懲戒等検討委員会、評議員会、経営学部教授会、学内の関連部署などを指し、
- ・「**誰に**」は、当事者（例：草薙氏）、理事会メンバー、経営学部教授会メンバー、学内関係者、在学生や父母、卒業生や学外関係者など不特定多数を指し、

- ・「何を」は、原告の名誉を棄損する不法行為の内容を指し、
- ・「どのように」は、議論（理事会、評議員会、教授会、教職員組合などの場）、意見聴取（例：草薙氏）といった直接コミュニケーションによる流布、学内 LAN への議事録のアップ（教授会の要旨は従来から学内で回覧の対象）、井形や池島らによる資料の作成・配布といった片方向コミュニケーションによる流布、田村と孫娘の電話による会話といったパーソナルコミュニケーションによる流布、理事会の「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」と題した公式文書の公示、情報を入力した不特定者による「大経大ちゃんねる」への投稿といったマスメディアコミュニケーションによる流布、さらには公開が原則の裁判といったメディア（媒体）等により、原告の名誉を棄損する情報が流布し、原告の社会的評価が原告の統制不可の状況で低下していると解される。

このようなコミュニケーション過程による流布が原告の社会的評価を低下させる名誉棄損に値するかに関して原告は次のように主張する。

原告の特任教員申請書類を推薦委員会に提出しないという井形と池島の共同不法行為が別件訴訟 1 の大阪高裁判決（甲 2）で確定しているが、このような被告らの行為が名誉毀損罪（刑法 230 条 1 項）の構成要件「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損すること」に該当していることは自明である。

これに類することは、NO 30～NO 32 の証拠とした別件訴訟 3 の草薙氏の陳述書の次の表現から理事会においても公然と原告の名誉が棄損されていることが推認される。

「井形氏 …、**学内規則（特任教員任用規程（新規程）のこと）で明定された申請を怠った井形氏がいまだに何の責任も問われていないこともあわせて考えれば、言いがかりというほかないでしょう**」（甲 17、4 頁）。また、佐藤理事長名の草薙氏への懲戒処分書（甲 66）では次の表現がある。

「特任教員の採用（再雇用）…、**本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め吉井氏に誤解を与え訴訟その他に無用な争点を惹起させたこと**」  
 「**穏やかに事態を收拾しようとする経営学部長らの業務を妨げ、…吉井氏の退職が決定する学内理事会において経営学部長の報告を異議なく容認したと矛盾し、懲戒処分に該当する**」

被告大学の最高意思決定機関である理事会での被告らのこのような行為は「公然と事実を摘示し、原告の名誉を毀損した」ことに他ならず、それは被告大学の公示文書「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」(甲22、13頁)に集約して表現されていると原告は主張する。

これらは、責任能力のある加害者(被告ら)の故意による不法行為であることが明瞭であって、この内容は、学内外にむけて、原告の品性、徳行、名声、信用その他の人格的価値について社会から受ける客観的評価(社会的評価)を低下せしめる内容であり、原告も事実そのとおりであると主張する。

以上が、①、②に関する原告の釈明である。

なお、③ 被告らの故意又は過失、④ 損害の発生及び額、⑤ ③と④との因果関係について、被告大学は釈明を求めていると理解されるため省略する。

但し、損害の発生及び額の秤量・金額換算は至難の業であり、原告はそのたき台を訴状(30頁以降)と準備書面(1)(7~9頁)に示している。

これに関しては、被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた別件訴訟2で、裁判所が被告大学に釈明を求めた応答文書、第1準備書面(甲68)と第2準備書面(甲69)を、困難な事由として釈明の精度を判断する証拠として提出する。

#### (4)「第3 求釈明」中、1の「求釈明2」の部分

「本件資料のN031~32に関して、甲27、甲28が別件訴訟2の訴状とともに原告に送達されているので、その送達日」を釈明せよとのことであるが、甲27の作成日付は、平成27年7月2日で佐藤(理事長)の陳述書であり、甲28の作成日付は、平成27年7月1日で田村の陳述書である。

訴状の作成日付は、平成27年9月29日で、大阪地裁が受理したのは同年10月1日であることより、原告がこれらを受理したのは10月1日以降と推定される。なお、日付記載の文書をもとに原告への送達日を求釈明される意図がわからないということを申し添えておく。

#### (5)「第3 求釈明」中、1の「求釈明3」の部分

「随所にみられる「グループ」の表記について、本件訴訟と関連付けてその

法的意味を明確にされたい」、これが求釈明3の内容である。

原告の釈明は以下のとおりである。

グループとは、「空間的に、心理的に、あるいは目的や利害などにより、行動を同じくする集団」を指すが、その振る舞いが不法行為に偏している集団を、原告は「グループ」ではなく、「北村グループ」と呼んでいる。

原告は当初、「井形および池島執行部」、「北村および樋口執行部」などと呼んでいたが、「現執行部および元執行部」、さらには別件訴訟2の、原告が被告本人訴訟に切り替えた最初の準備書面、平成28年7月23日の被告準備書面(5)の8頁に「北村グループ(この言葉は、被告のみならず、多くの教職員が周知の事実である)」と但し書きで表現しており、それ以降、「北村グループ」という呼称が散見される。

法的意味としては、経営学部教授会という組織での不法行為は単独で遂行するには無理があり、「首謀者」、「同調者」、「共同する者」、「共謀する者」の存在を意識するのが自然であり、原告は刑法第60条の趣旨を精査し、民法第719条の共同不法行為者の責任を明確にするために「北村グループ」と呼称している。

その結果、別件訴訟1の、平成27年4月23日の大阪高裁判決では、「被控訴人井形及び被控訴人池島の故意による共同不法行為」と判示され、共同不法行為が確定している(甲2)。

また、別件訴訟2の、平成30年2月23日の大阪高裁判決では、「経営学部執行部のこれら主要ともいえる人物から長年にわたってパワハラを受け続けていたという見解を示す前提として、…、事実①から事実③までの各事実に係る出来事の発生年代が異なり、それがそれぞれ別人物によってなされたとしても、そのことをもって、「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見は、…意見としての範囲を逸脱しているとはいえず、1審原告(被告大学を指す)の上記主張は採用できない。」(甲8、10頁)と判示されている。

原告は、本訴の準備書面（１）の２頁で「北村と共同歩調をとっている理事、教職員を含めて、北村グループと表現している」と「北村グループ」の範囲を経営学部教授会から学内の各組織の構成メンバーにまで拡大している。

したがって、「グループ」を「北村グループ」として呼称する法的意味は「共同不法行為者であることを特定し、彼らの責任を明確にすること」にある。

（６）「第３ 求釈明」中、２の（１）の部分

最初に断っておくことは、被告大学の法律の解釈は正鵠を射ていないとの疑義あるところがあり、被告大学の解釈と主張を強く否認し、争う。

民法第724条前段の「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。」について、「最判昭和49年12月17日民集28巻10号2059頁」の判例では、次のように判決理由を明示している。

民法七二四条が短期消滅時効を設けた趣旨は、不法行為に基づく法律関係が、**Ⓐ通常、未知の当事者間に、****Ⓑ予期しない偶然の事故に基づいて発生するものであるため、**加害者は、損害賠償の請求を受けるかどうか、いかなる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、**Ⓒ極めて不安定な立場におかれるので、****Ⓓ被害者において損害及び加害者を知りながら**相当の期間内に権利行使に出ないときには、損害賠償請求権が時効にかかるものとして加害者を保護することにあると解されるところ、取締役の責任は、通常、第三者と会社との間の法律関係を基礎として生ずるものであって、**Ⓔ取締役は、不法行為の加害者がおかれる前記のような不安定な立場に立たされるわけではないから、**取締役の責任に**Ⓕ民法七二四条を適用すべき実質的論拠はなく、**したがって、同条を商法二六六条の三第一項前段に基づく第三者の取締役に対する損害賠償請求権に類推適用する余地もない。

これをもとに、原告は被告大学の主張に対し、次のように反論する。

短期消滅時効を設けた趣旨は、不法行為の発生原因は偶発的要素が強く、長

期間経過すると事実関係の認定にも支障をきたすなどの理由からと理解されるが、その前提として、次の㉑と㉒の制約条件をおいている。

**㉑ 通常、未知の当事者間に、**

**㉒ 予期しない偶然の事故に基づいて発生するものであるため、**

ここにおいて、原告と被告大学および被告らとの関係は、教員としての雇用関係、同僚、教職員仲間という既知の関係にあり、未知の関係ではないことは周知の事実である。また、被告大学の被告および被告に同調する方々は悪意をもって故意に共同不法行為、あるいは、それに関与している訳であるから、予期しない偶然の事故に基づく不法行為ではないため、この㉑と㉒の制約条件は適合しないということを主張する。

次に、次の㉓について述べる。

**㉓ (加害者は) 極めて不安定な立場におかれるので、**

加害者は学部長・理事、副学長・理事経験者、教授、准教授などの職位にあり、被告北村、被告池島、訴外木村は法学教授であり、被告井形は CSR の担当教授である、その職位と担当分野の専門性から、「極めて不安定な立場におかれる」には、全く適合しない。

次の㉔について述べる。

**㉔ 被害者において損害及び加害者を知りながら**

被告大学は、この㉔の文意を、原告を被害者としてあてはめようとしているが、原告は、「被害者」と「損害」の認知において、一意にあてはめることは不適切と反論する。その理由を以下に述べる。

㉔の「被害者」であるが、原告は加害者である被告北村グループによって、犯罪者、すなわち、加害者として、数年、人権委員会に追求され続けていたのである。

NO 3 のケースでは、原告は被告北村グループの青水教授に名誉棄損という罪を犯した加害者として人権委員会に訴えられ、NO 4、NO 5 に示すように原告の代理人弁護士のもとで無罪であると専守防戦している。

NO 7 のケースでは、原告は被告北村グループの樋口副学部長に名誉棄損の罪を犯した加害者として人権委員会に訴えられ、原告の代理人弁護士のもとで無罪を勝ち取るために防戦していたところ、原告は名誉棄損していないとした

人権委員会に設置された調査委員会の調査委員、OH氏（事務職員）は、被告北村理事と高橋努理事の面接後、退職に追い込まれ、経営学部所属の人権委員会委員長は担当科目で不当な圧力をかけられている。

なお、この当時、原告は知的財産権の知識はある程度熟知していたが、刑法や民法については無関心で全く知識もなく、公明正大を行動規範にしてきた原告には訴訟など無縁の世界と思っていたため、青水に名誉棄損という罪で人権委員会に訴えられた時、同僚の経営学部准教授の池野氏に「一人で人権委員会に行くな、行くなら一緒に行ってやる、弁護士を立てろ」とのアドバイスを受け、戸惑いを隠せなかったことを記憶している。そして、人権委員会規程を調べると教授会で護られることのない、組織的に独立した極めてリスクの高い懲罰規程があり、その規程に基づいて、北村グループのメンバーなどで構成された懲罰委員会が立ち上がり、原告は、如何に逃れるか、退職に追い込まれないようにするかと努力をした経験を有している。

原告を訴えた青水および樋口の目的は金銭の要求ではなく、北村グループに服従せよという脅しと解していたため、NO1～NO29のケースにおいても、別件訴訟2に至るまでは、民法でいう「損害」、「賠償」といった概念は原告の脳裏には微塵も存在していなかったことを強く意思表示する。

このように、原告は被害者でありながら、北村グループによって犯罪者（加害者）にされていたのである。

「損害」であるが、前述したように、原告は犯罪者（加害者）の立場におかれ、無実を訴えるために防戦しながら、井阪理事長、重森学長、理事会などに経営学部教授会の体質改善を訴える努力をしてきたのであって、そこには民法でいう「加害者」、「被害者」、「損害」、「賠償責任」という概念は原告の脳裏には全く生じることはなく、別件訴訟2で被告大学に名誉棄損などとして金1500万円の損害賠償を求められて、奇異と思われるかもしれないが、はじめて、名誉棄損という不法行為に対する損害賠償の存在を知り、被告本人訴訟に切り替えて、日本国憲法や民法、刑法を理解する過程で、原告こそ被告北村グループや被告大学の理事会などによって名誉棄損されている被害者であり、被告大

学および被告らに損害賠償を請求する権利を有していると確信したのである。

以上が原告の釈明であり、最高裁は次のように判示している。

**民法第724条の「被害者が損害を知った時」とは、  
被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解すべきである。**

なお、「最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁」も同様の判示をしている。

下記の㊦と㊧は、上記解釈のもとで、最高裁が判示した結論部分であり、原告が釈明した前述の主張と一致する判示である。

**㊦取締役は、不法行為の加害者がおかれる … 不安定な立場に  
立たされるわけではないから、**

**㊧民法七二四条を適用すべき実質的論拠はなく、**

(7)「第3 求釈明」中、2の(2)の部分

被告大学の、本件資料のNO1～NO29にかかる事実に関し、不法行為による損害賠償請求権は民法724条前段により、時効により消滅しているとの被告大学の解釈と主張を強く否認し、争う。

なお、否認理由については、既に、(6)で述べているので省略する。

### 第3 大阪地裁による求釈明「ケース30からケース34」の情報源

#### 1 はじめに

平成30年1月17日の法廷で「ケース30からケース34」の情報源を釈明せよとの指摘があり、情報源とその入手経路を明らかにすることは、被告大学の過去の振る舞いから判断して、リスクがある（原告に対するリスクではなく、情報提供者に対する予期し得ないリスクという意味である）と発言したが、この準備書面作成に当たり、そのようなリスクが発生する情報源はないと判断し、以下のように報告する。なお、原告の釈明が裁判所の要望と異なる場合は、次回法廷で再度指示されることを希望する。

なお、「ケース30からケース34」は、被告大学の表記では、「NO30～NO34」のことであり、誤解を避けるために、この表記を用いることにする。

## 2 情報源について

原告退職後においても、被告大学および被告らにより原告の名誉が棄損されたと、原告が主張するケースを準備書面(1)の添付-13～16に「NO30～NO34」として明示し、そのように判断する証拠を「関連書証」の欄に記載している。したがって、原告が釈明すべき情報源はこれら「関連書証」に記載した証拠と解釈されるために、以下のように釈明する。

### (1) NO30の情報源

被告大学が「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」と題する文書を学内外に公表したその公示内容が一般的な読者の普通の注意や読み方を基準として原告の名誉を著しく棄損しているという原告の主張である。

すなわち、このような不法行為が公企業に準じる被告大学および公務員に準じるところの理事会の場で、理事長執行部の被告北村およびそのグループの強い関与のもとで意思決定された行為の責任を問うているのである。

ここにおいて、退職後、**新たに入手した情報の情報源**は以下のとおりである。

- ㊸被告大学および被告大学同窓会等がインターネット上に公開した情報  
(理事長のプロファイル、理事会組織など)
- ㊹訴訟の証拠とすることの了承を得た山田元学長補佐の文書情報(甲22)
- ㊺上申書(甲70)により入手した草薙裁判の資料一式(甲17、甲18)
- ㊻別件訴訟1(原告が地位確認等を求めた裁判)および別件訴訟2(被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた裁判)によりもたらされた文書情報  
(甲1、甲2、甲7、甲8)

### (2) NO31の情報源

被告大学が原告を名誉棄損等で訴えるに際し、その証拠とした田村の陳述書の内容が原告の名誉を棄損する主な証拠としたケースであるが、別件訴訟3の草薙裁判で入手した資料一式には、被告北村の陳述書など関連する証拠は散見

される。

田村の陳述書において、原告を貶める表現（社会的評価を低下させる具体的事実）に1つに、原告の名誉を棄損する情報が個人（孫娘）をとおして流布し、不特定又は多数へと流布するコミュニケーション効果という問題がある。

以上より、退職後、新たに入手した情報とその情報源を下記に示す。

- ㉑被告大学および被告大学同窓会等がインターネット上に公開した情報（田村のプロファイル、理事会組織など）
- ㉒訴訟の証拠とすることの了承を得た山田元学長補佐の文書情報（甲22）
- ㉓上申書（甲70）により入手した草薙裁判の資料一式（甲17、甲18）
- ㉔別件訴訟1（原告が地位確認等を求めた裁判）および別件訴訟2（被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた裁判）によりもたらされた文書情報（甲28、甲1、甲2、甲7、甲8）

### （3）NO32の情報源

被告大学が原告を名誉棄損等で訴えるに際し、その証拠とした佐藤理事長の陳述書の内容が原告の名誉を棄損していると原告が主張するケースである。

最高経営責任者である佐藤が、井形の特任申請辞退を迫る音声データ（甲5）も過去の多くのパワハラ行為も自ら確認したとは考え難く、かつ別件訴訟1の控訴審で井形と池島の故意による共同不法行為が既に確定し（甲2）、草薙元副学長・理事が訴訟をする（甲10）状況下にあつて、佐伯照道理事（弁護士、近畿弁護士連合会理事長）がこの訴訟は負けるという忠告を無視して原告を名誉棄損などで訴えるなど、被告大学には緊急に経営改善すべきとの危機意識はみられず、最高経営責任者である佐藤の陳述内容には経営改善を求めて理事会などに訴えてきた原告の名誉をさらに深く棄損する内容である。

以上より、退職後、新たに入手した情報とその情報源を下記に示す。

- ㉑被告大学および被告大学同窓会等がインターネット上に公開した情報（佐藤のプロファイル、理事会組織など）
- ㉒訴訟の証拠とすることの了承を得た山田元学長補佐の文書情報（甲22）
- ㉓上申書（甲70）により入手した草薙裁判の資料一式（甲17、甲18、被告北村のタクシーチケット問題に関する調査委員会および教職員組

合との労使会議での佐藤理事長の発言など数多くの証拠が存在する)

- ㊦別件訴訟1（原告が地位確認等を求めた裁判）および別件訴訟2（被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた裁判）によりもたらされた文書情報（甲27、甲1、甲2、甲7、甲8）

#### （4）NO33の情報源

法学教授である経営学部長・理事の木村文書「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」（甲25）において、原告の担当科目は不要などとして不開講にした池島を「自己に課された職務を忠実に執行した」と正当化し、不開講のため原告の特任期間中の講義科目が整わないという「書類の不備」を画策し、それを理由に原告の申請書類を推薦委員会に提出しなかった井形を「控訴審判決のようなそしりを免れるためにも…学長：徳永氏との間でもう少し慎重な肌理の細かい議論をしておくべきであったと考える」と述べ、「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」との高裁判決を「学部長：井形氏と検討委員会委員長：池島氏は検討委員会の審議過程に吉井氏排斥を連帯し故意的に持ち込んだと推認（一応の推認、間接反証か？）している」と、判決を真摯に受け取らず、井形に「申請書類を推薦委員会に出すのが先やで」とアドバイスした徳永学長執行部を「職務執行の懈怠」と責任を転嫁している。このような虚偽内容と大阪高裁の判決（甲2）をないがしろにする文書により、原告の名誉は著しく棄損されていると主張するケースで、この木村文書の虚偽事実と誤認識を与える表現を、山田氏は「経営学部教授会で配布された2文書への批判」（甲22）で的確に解析している。

ここにおいて、退職後、**新たに入手した情報とその情報源**を下記に示す。

- ㊦被告大学がインターネット上に公開した情報(学部紹介、シラバスなど)  
 ㊧訴訟の証拠とすることの了承を得た山田元学長補佐の文書情報（甲22）  
 ㊨上申書（甲70）により入手した草薙裁判の資料一式（甲17、甲18）  
 ㊩別件訴訟1（原告が地位確認等を求めて被告大学を訴えた裁判）および別件訴訟2（被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた裁判）によりもたらされた文書情報（甲25、甲1、甲2、甲7、甲8）

## (5) NO34の情報源

被告井形と被告池島は、別件訴訟1の大阪高裁で「故意による共同不法行為」が確定した2015年4月23日以降、学内外での批判に対し、自らの正当性を主張するために、2016年1月15日にこの「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書を共同で作成し、教授会に議論を求めている。

北村グループのコントロール下にある経営学部教授会メンバーに同グループの元学部長・理事の井形(2010～2013)、現学部長・理事の池島(2013～2015、2018～現時点)が意見を求めても意味はなく、最も優先すべき顧客である学生や実質的な業務監査をする外部機関の評価、社会の関心、原告のような裁判しか、このような不法行為の根は断てない現象である。

なお、この文書の内容は虚偽に充ちており、例えば、「吉井氏が従前担当していた講義の内容を十分理解できるメンバーも含めた委員全員が、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」したのでした」などと、別件訴訟1の大阪高裁の判示「同委員会の委員の中に、控訴人の講義内容を理解していた者がいたとは必ずしも認め難い」を否定し、「被控訴人らが主張する、控訴人の授業担当計画の「不備」についての理由は、合理的な根拠に基づくものであるとは認め難く、むしろ、カリキュラム検討委員会の総意として控訴人に対して説明された事情は、控訴人の任用申請を拒否するための口実にすぎないものであったことが推認され、この推認を覆すに足りる証拠は存在しない」(甲2、20～23頁)との判示とは真逆の、特任教員任用規程(新規程)の手続きを無視した行為を平然と正当であるかのように主張している。別件訴訟2の大阪高裁の判示(甲8)、別件訴訟3の被告北村の尋問調書(甲18)を読めば、被告井形と被告池島が如何に原告の名誉を棄損しているかが理解される。

ここにおいて、退職後、新たに入手した情報とその情報源を下記に示す。

㉑と㉒は前述の(4)NO33の情報源と同じである。

㉓上申書(甲70)により入手した草薙裁判の資料一式(甲17、甲18、被告大学の準備書面(1)～(4)など多くの証拠がある)

㉔別件訴訟1(原告が地位確認等を求めて被告大学を訴えた裁判)および別件訴訟2(被告大学が原告を名誉棄損等で訴えた裁判)によりもたらされた文書情報(甲23、甲1、甲2、甲7、甲8)

「NO30～NO34」の情報源とその入手経路（ウェブ情報、裁判による情報、原告の友人から提供された情報）がほぼ共通のため、ケースと情報源の関連を理解される裁判所のニーズに供するために、時系列に表記した図表を以下に掲載する。

原告退職後の別件訴訟1～3の経緯と、原告が名譽業損で被告大学を訴えた各種情報源の入手経路を示す時系列データ

2013年 平成25年	別件訴訟1 地位確認等請求事件	6月7日	原告、大阪地裁に訴状を提出			
2014年 平成26年		9月30日	地裁判決（甲1）			
		10月10日	原告、控訴状を提出			
		4月23日	高裁判決（甲2）		甲22、13頁 2月24日 「本学元教員による名譽業損、業務妨害行為について」を学内外に公示	
2015年 平成27年	別件訴訟2 被告大学による損害賠償等請求事件	7月1日	田村理事、陳述書（甲28）	別件訴訟3 草薙裁判		
		7月2日	佐藤理事長、陳述書（甲27）			
		9月29日	被告大学、名譽業損等で大阪地裁に訴状を提出		甲66 8月7日 草薙元副学長・理事に対する「懲戒処分書」 8月13日 草薙氏、大阪地裁に訴状を提出 10月8日 被告大学の答弁書 11月13日 被告大学の準備書面(1)	
		12月8日	大阪地裁求釈明による被告大学の準備書面(1)（甲68）			
		12月15日	大阪地裁求釈明による被告大学の準備書面(2)（甲69）			
2016年 平成28年		7月23日	原告は、「準備書面(5)」より、被告本人訴訟に切り替える  被告本人訴訟に切り替えた頃より原告が被告大学に名譽業損されている被害者であると知った。		甲23 1月15日 井形・池島の「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」文書 甲25 2月24日 木村理事の「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」文書 甲22 3月22日 山田元学長補佐の「経営学部教授会で配布された2文書への批判」文書	
2017年 平成29年		6月13日	大阪地裁判決（甲7）		甲17 10月21日 草薙氏の陳述書 甲18 12月22日 北村の尋問調書 甲11 3月14日 和解	
		6月22日	第1審被告、控訴状を提出		甲70 4月24日 原告は、上申書により、草薙裁判の資料一式を入手	
2018年 平成30年		2月23日	大阪高裁判決（甲8）			
		5月8日	最高裁へ、上告理由書、上告受理申立て理由書を提出			
		9月4日	最高裁、上告を却下			
		10月30日	別件訴訟1の地位確認等請求事件で、特任人事における労使慣行の存在確認のために再審訴訟を起こす（甲67）		原告による名譽業損訴訟	

### 3 被告大学および被告らに対する求釈明

被告大学および大阪地裁の求釈明に応答したので、被告大学の反証を求める。

なお、被告大学は、原告が在職中に受けた名誉棄損の事実NO1～NO29を時効により消滅と主張することに対し、原告は既に強く否認し、争うと意思表示している。これに加えて、事実NO1～NO29は、退職後の名誉棄損の事実NO30～NO34とは密接に関連しており、新たに入手した情報により、被告大学の虚偽が立証され、より強く原告の名誉を棄損していると主張する。

その事実を確認するために、退職後もたらされた情報より、その一部、下記①～⑤の情報を示し、その後、被告大学および被告らに釈明を求める。

退職後、複数の方々から原告に次の情報①、⑤が情報提供されている。

①被告北村が教員の定年を元の70歳（現在、67歳）に戻そうとしており、**67歳に定年を引き下げた本人が今度は元に戻そうとしている**。無茶苦茶だという発言（原告は、2013年10月頃の話と記憶する）。

②人事は学部教授会の専決事項ではなくなり、全学で検討されるため、原告のような特任人事の妨害は避けられるだろう、という発言。

同様に、被告大学との2013年以降の訴訟および草薙裁判をとおして多くの証拠や準備書面が交わされ、判決が確定している。そのなかで、意思決定にかかわる証拠が重要になるため、草薙裁判での次の情報③～⑤を表記する。

③草薙氏への懲戒処分書の次の表記、「特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め」（甲66）

④草薙裁判での被告北村の尋問調書の次の表記、「かつて、定年引下げの代替措置としての特任という性格で理解する方もおられましたし、曖昧なところがありましたが、里上事件を通して、特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現してはすけれども、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正でありました」（甲18、9頁）

⑤被告北村の尋問調書の次の表記、「特任教授任用規程の手続は履行しなくてもよいというのが当時の経営学部の方針だったんですか」の尋問に

は被告北村は「違います」、「(原告の申請書類を)提出すべきだったということに、ここはよろしいのですか」には「いえ、私はその判断ができません。私が関与しませんでしたから」と応答(甲18、28頁)

⑤「井形さんが特任教授推薦委員会に書類を物理的に提出しなかったことは、特任教授任用規程をゆがめるものだとは思いませんか。」には、被告北村は、「考えていません。」と応答(甲18、31頁)

これらと原告が被告大学と争った別件訴訟1と2において、原告が疑義を抱いた次の事項について、被告大学および被告らに釈明を求める。

#### (1) 求釈明1：被告北村に釈明を求める

①②の意味するところは、2013年3月に原告が退職した直後から3～4年後に定年を迎える被告北村(昭和25年生まれ)が北村グループの二元学部長・理事を教職員組合に委員長として送り込み、70歳定年を67歳定年に先導した、その本人が、70歳に戻す動きを先導することは他意があると理解される。

**この動きが事実ならば、その目的は何か、この事実の帰結について釈明を求める。**

②右に示す、経営学部教授会決議方法の動議を被告北村と田中元学部長補佐が2011年11月11日の教授会で反対を押し

切り、多数決で強行したが、教授会の議題は、その当日、初めて知らされる事項であり、欠席教授会員が事前に投票できるはずがない矛盾した決議方法であることを被告井形に質問すると、原告の特任人事の手続きが終わる2012年11月末までの1年間を試行期間として実施し、その後、続

2011・11・11 経営学部教授会

経営学部教授会決議方法について(動議：北村、田中)

- (1) やむをえない理由で教授会を欠席する場合、人事案件を含む各議事につき委任による決議参加ができる。
- (2) 委任による決議参加は次の①～③の方法により、どの方法によるかを明示しなければならない。
- ①あらかじめ自らの賛否を表明可能な場合は、賛否を記して学部長に委任できる。
- ②あらかじめ自らの賛否を表明できない場合は、教授会に出席する特定者に賛否の判断を委ねる趣旨で委任できる。
- ③あらかじめ自らの賛否を表明できない場合は、出席者の相対多数の意見に従う趣旨で、学部長に決議を委任できる。
- (3) 人事案件は原則としてすべて投票決議とする。
- (4) 以上を1年間試行し、2012年11月の再検討のうえ継続、中止あるいは修正を決める。

理由

・教授会メンバーの意思を教授会決議によりよく反映するために、やむをえない公務・私事により教授会を欠席する場合の決議参加権を適正な委任方法により保障する。

以上

けるかどうかを再検討するとの回答であった（甲 5 4）。経営学部教授会規程（議決）第 9 条には、学則・学部諸規程の制定・改廃、**教員の任免**・昇降任などについては、**出席教授会員の 3 分の 2 以上の同意**を得なければならないと規定されているが、**この第 9 条に矛盾する議決方法を強行した目的は何か、この議決方法は現在も継続中かについて被告北村に釈明を求める。**

- ③過去、問題のある事務職員を辞めさせるために規程を変更し、辞めさせた後、規程を元に戻したということがあったが、②のところでも述べた議決方法が原告退職後に廃止されているとするならば、辞めさせたい事務職員に対する手続きと同じことをしたとも解釈され、これを定年退職の適用年齢の引き下げ、元に戻す被告大学の動きにあてはめると、**被告北村は、特定の間人を排斥するために 70 歳定年を 67 歳にし、排斥後、70 歳に戻そうとしたとも推認される。これについて被告北村の釈明を求める。**

(2) 求釈明 2：被告大学理事会および被告北村に釈明を求める

- ④bの意味するところは、学問の自由のもとで「教授会の自治」が護られており、それを表現する言葉が「教授会の専決事項」、「教授会決議の不可侵性」であるが、この外部から閉ざされた教授会というブラックボックスでの「被告井形および被告池島の故意による共同不法行為」（甲 2）、すなわち、原告の特任人事妨害に司法の介入があった成果とみられるが、**これは事実か、事実ならば、理事会でどのように審議されたのかについて釈明を求める。**
- ⑤徳永学長執行部は、原告に対する井形執行部の不法行為に教授会自治の下では介入できない（城特任教員推薦委員も原告に同様の趣旨のメールを送付している（甲 2 4））と原告に話されたが、これに関する質問である。
- ⑤- 1 2012年5月11日のカリキュラム委員会で、「原告の特任人事は井形執行部でコントロール可能」と被告北村が打ち合わせを行い（甲 5 5）、同年9月28日の教授会で、特任教員任用規程（新規程）の説明において、被告井形が「特任教員の申請にはカリキュラム委員会の承認が必要」、「学

部長が推薦委員会に申請書類を出すかを定める」などと説明をし、被告北村が補足説明をしている（甲3）。同年10月12日のカリキュラム委員会で「原告の担当科目は全て不要などとして特任教授の講義担当科目を無くし、担当科目のない原告の特任人事は認められない、これがカリキュラム委員会の総意である」とし（甲4）、10月15日、被告井形が原告に「自主的に特任申請を辞退せよ」と迫り（甲5）、その後、学長が書類の不備ある場合は推薦委員会は受理していないとの説明をもとに、推薦委員会委員長が「書類の不備」と言っていると、徳永学長に責任を転嫁するような形で（甲6）、同年11月16日の教授会で被告井形が「原告の特任人事は不受理になった」と、推薦委員会に原告の申請書類を提出せず、山田学長補佐らの質問には「書類の不備」と答えるのみで、被告北村は「教授会の議題ではない」と議論を阻止している（甲58）。

退職後、新たに追加された原告の特任人事の手続きに関する情報の1つに草薙裁判での被告北村への尋問の速記録がある。新規程を自分が作ったと教授会で発言する被告北村の返答の一部を抜粋すると、㊸では「経営学部教授会では申請書類を提出しなくてもよいのか」との尋問に「私はその判断ができません」と答え、㊹では「特任任用規程をゆがめるものだとは思いませんか」との尋問には「考えていません」と答えている。

**この原告が在職時、被告らにより不法行為された証拠と退職後、新たに得られた情報を対比して、被告北村が原告の特任人事を妨害した首謀者ではなかったのか、そのような故意による共同不法行為を仕掛けた意図は何かについて、被告理事会の見解と被告北村に釈明を求める。**

- ⑤ - 2 学問の自由と教授会の自治のもと、および、労使慣行のもとで護られていた特任教員の任用が、原告の知る限り初めて、重森学長立ち合いのもとで、井阪理事長が人間科学部教授会が承認した里上教授の特任人事を却下し、里上裁判が始まったが、平成17年7月1日の合同教授会で、理事長および学長は「**里上教授の件は例外中の例外で、人事における労使慣行は従前と変わらないということを申し上げたくて合同教授会をもった**」との趣旨説明をされている。また、却下した理由を、里上裁判での理事長

の陳述書では学長選挙での里上教授の振る舞いを「選挙管理委員長自身が特定候補を支持するビラに署名し選挙権者に配布するという前代未聞の行為」などと明記されている。これらを受けて、特任教員任用規程の修正を指示され、被告北村がつくったと教授会で公言する新規程（以前の規程を旧規程と呼ぶ）に改正され、特任教員の申請要件に関して、（任用）第2条では、教育の評価だけではなく、「社会の規範を遵守・先導する教員」であることを趣旨とする「本学の研究、教育水準の向上のために**特に**必要があると認められるとき」と「**特に**」を強調され、（任用基準）第4条では、「本学の教員として**ふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること**」という条項が追加されている。

ここにおいて、合同教授会の司会をして井阪理事長および重森学長の趣旨および真意を聞いていた、当時、副学長・理事であった被告北村に釈明を求めるために、情報を整理すると、

- ・◎の被告北村の返答「特任教員の採用（再雇用）に関する発言は、本大学のこれまでの見解を越権的、専断的に歪め」は、被告北村自身が井阪理事長および重森学長の趣旨と真意を歪め、それを理事長を代行する立場を利用して「再雇用」であって手続きは「新採用」に準拠すると発言したのではないかとの疑義が残る。
- ・その一方で、経営学部教授会では、前述の（1）②に表記したように、**出席教授会員の3分の2以上の同意**を得なければならないとの経営学部教授会規程を、さらに、「経営学部教授会決議方法について（動議：北村、田中）」という動議を多数決で強行採決し、「**欠席教授会員にも投票を認める**」という決議方法を、原告の特任人事の手続き限度である2012年11月末までを試用期間として試行するとしている。

これらを併せて考えると、被告北村は、原告の特任人事を妨害するために、理事会および教授会という公式組織を悪意に利用して、「特任人事における労使慣行の存在を否定し、再雇用であるが、その手続きは新規採用と同じ3分の2以上の賛成が必要」としたと解釈される。これについて、被告理事会の見解と被告北村の釈明を求める。

⑤-3 里上教授は「選挙管理委員長自身が特定候補を支持するビラに署名し選挙権者に配布するという前代未聞の行為」が「ふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること」に反するとして、井阪理事長が特任任用を却下したが、草薙裁判では、**被告北村の16年以上に亘る「タクシーチケット問題」(甲18、23～27頁)**について調査委員会が持たれ、**「調査期間中の、理事職務権限を停止すること」などの要望**が出され、教職員組合も被告北村の責任を追及している。

**このような状況下にあつて、被告北村は特任教授に採用されているが、被告大学理事長および被告北村に、被告北村の特任人事は適切であったかとの釈明を求める。**

原告が求める釈明は以上である。

被告らの陳述書、一例を挙げると、訴外田村の陳述書の「上司や同僚の立場など全く忖度することなく、自己の利益のみに走り、一方的に情報を発信し、ネットの向こう側でほくそ笑む行為は非道卑劣の極みではないかと考えます。」(甲28)を読むと、原告は原告の名誉、社会的評価が著しく損なわれていることを裁判所に訴えざるを得ない。

以上